

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第5号

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。